

# 在職老齢年金の 支給停止のしくみと手続き

頻度

発生の都度

手続者

事業主・個人

期限

-



## POINT

- 60歳以上の在職者は、状況によって在職老齢年金の支給停止を受ける
- 70歳以上の従業員は厚生年金保険に加入する義務はない

## 60歳以上の在職老齢年金の支給停止額

在職中に給与額等が変わったときは、在職老齢年金の支給額に影響することがあります。

60歳以上の人が厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける場合、基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金の支給が一部停止、または全額停止になります。

基本月額は、加給年金額（188ページ）を除く老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額のことです。総報酬月額相当額は、【毎月の賃金（標準報酬月額）＋年間賞与（標準賞与額）÷12】で計算した額をいいます。

受給できる在職老齢年金は、次の2

通りで計算されます（2023年度）。①基本月額と総報酬月額相当額との合計が48万円以下の場合は全額支給されます。②基本月額と総報酬月額相当額との合計が48万円を超える場合は、【（基本月額＋総報酬月額相当額－48万円）÷2】で計算した額が支給停止となります。支給停止額が基本月額以上になった場合は、全額支給停止です。具体的な計算例は右ページで確認してください。

在職老齢年金の支給停止額が変更になるのは、事業主が届け出する、①算定基礎届、②月額変更届、③賞与支給届などによります。

## 70歳以上の在職老齢年金の支給停止額

70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務している場合は、厚生年金の被保険者ではありませんが、60歳以上の在職老齢年金と同様の支給停止の要件

になります。なお、70歳以降の勤務期間は厚生年金に加入していないため、年金額は再計算されません。

## 📌 60歳以上の在職老齢年金

**例**：老齢厚生年金額120万円（基本月額10万円）で、総報酬月額相当額が42万円（標準報酬月額32万円、標準賞与額120万円（月額10万円））の場合

**基本月額** 120万円÷12カ月＝10万円

**総報酬月額相当額** 42万円

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が48万円超  
→左ページの②の計算式で支給停止額を計算

支給停止額＝(10万円＋42万円－48万円) × 1/2  
＝月額2万円

年金支給額＝10万円－2万円＝月額8万円

支給月額＝【基本月額－(基本月額＋総報酬月額相当額－48万円)÷2】で計算できます。



老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1カ月あたりで下図のようになる

老 齢 厚 生 年 金 10 万 円	(支給停止) 2万円
	(一部支給) 8万円
	老齢基礎年金 (全額支給) 6万円

このケースでは、老齢厚生年金が月額2万円支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与（総報酬月額相当額42万円）と老齢厚生年金（月額8万円）・老齢基礎年金（月額6万円）を足して、56万円が月額相当の収入となる

※在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはならない

### ● 加給年金額が加算されている場合

老齢年金額に加給年金額が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算したうえで、加給年金額の支給は以下のように判断されます。

老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合

加給年金額は**全額支給**される

老齢厚生年金が全額支給停止される場合

加給年金額も**全額支給停止**となる

出典：日本年金機構「在職老齢年金の支給停止の仕組み」

**Advice** 厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている70歳未満の従業員が退職し、1カ月が経過したとき、退職した翌月分の年金額から見直しが行われる。

# 健康保険・厚生年金保険の保険料額表

## ●協会けんぽ東京支部の例（2023年）※

保険料率は、健康保険や厚生年金保険など、保険によって異なる。また毎年更新されて料率が変動するため、保険料額表は最新のものを参照しよう

### 令和5年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率：令和5年3月分～適用
- 厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用
- 介護保険料率：令和5年3月分～適用
- 子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用

(東京都)

(単位：円)

等級	標準報酬 月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
		報酬月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合		一般・社内員・船員	
				10.00%		18.300%※	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,800.0	2,900.0	6,855.8	3,427.8
2	68,000	63,000～	72,000	6,800.0	3,400.0	8,037.6	4,018.8
3	78,000	73,000～	83,000	7,800.0	3,900.0	9,219.4	4,609.8
4(1)	88,000	83,000～	93,000	8,800.0	4,400.0	10,401.6	5,200.8
5(2)	98,000	93,000～	101,000	9,800.0	4,900.0	11,583.6	5,791.8
6(3)	104,000	101,000～	107,000	10,400.0	5,200.0	12,729.8	6,146.4
7(4)	110,000	107,000～	114,000	11,000.0	5,500.0	13,902.6	6,501.0
8(5)	118,000	114,000～	122,000	11,800.0	5,900.0	15,047.6	6,873.8
9(6)	126,000	122,000～	130,000	12,600.0	6,300.0	14,893.2	7,446.6
10(7)	134,000	130,000～	138,000	13,400.0	6,700.0	15,838.8	7,919.4
11(8)	142,000	138,000～	146,000	14,200.0	7,100.0	16,784.4	8,392.2
12(9)	150,000	146,000～	155,000	15,000.0	7,500.0	17,730.0	8,865.0
13(10)	160,000	155,000～	165,000	16,000.0	8,000.0	18,812.0	9,456.0
14(11)	170,000	165,000～	175,000	17,000.0	8,500.0	20,094.0	10,047.0
15(12)	180,000	175,000～	185,000	18,000.0	9,000.0	21,276.0	10,638.0
16(13)	190,000	185,000～	195,000	19,000.0	9,500.0	22,458.0	11,229.0
17(14)	200,000	195,000～	210,000	20,000.0	10,000.0	23,640.0	11,820.0
18(15)	210,000	210,000～	220,000	21,000.0	10,500.0	24,822.0	12,411.0
19(16)	240,000	230,000～	250,000	24,000.0	12,000.0	28,368.0	14,184.0
20(17)	260,000	250,000～	270,000	26,000.0	13,000.0	30,732.0	15,366.0
21(18)	280,000	270,000～	290,000	28,000.0	14,000.0	33,096.0	16,548.0
22(19)	300,000	290,000～	310,000	30,000.0	15,000.0	35,460.0	17,730.0
23(20)	320,000	310,000～	330,000	32,000.0	16,000.0	37,824.0	18,912.0
24(21)	340,000	330,000～	350,000	34,000.0	17,000.0	40,188.0	20,094.0
25(22)	360,000	350,000～	370,000	36,000.0	18,000.0	42,552.0	21,276.0
26(23)	380,000	370,000～	395,000	38,000.0	19,000.0	44,916.0	22,458.0
27(24)	410,000	395,000～	425,000	41,000.0	20,500.0	48,462.0	24,231.0
28(25)	440,000	425,000～	455,000	44,000.0	22,000.0	52,008.0	26,004.0
29(26)	470,000	455,000～	485,000	47,000.0	23,500.0	55,554.0	27,777.0
30(27)	500,000	485,000～	515,000	50,000.0	25,000.0	59,100.0	29,550.0
31(28)	530,000	515,000～	545,000	53,000.0	26,500.0	62,646.0	31,323.0
32(29)	560,000	545,000～	575,000	56,000.0	28,000.0	66,192.0	33,096.0
33(30)	590,000	575,000～	605,000	59,000.0	29,500.0	69,738.0	34,869.0
34(31)	620,000	605,000～	635,000	62,000.0	31,000.0	73,284.0	36,642.0
35(32)	650,000	635,000～	665,000	65,000.0	32,500.0	76,830.0	38,415.0
36	680,000	665,000～	695,000	68,000.0	34,000.0	80,376.0	40,188.0
37	710,000	695,000～	730,000	71,000.0	35,500.0	83,922.0	41,961.0
38	750,000	730,000～	770,000	75,000.0	37,500.0	88,650.0	44,325.0
39	790,000	770,000～	810,000	79,000.0	39,500.0	93,378.0	46,689.0
40	830,000	810,000～	855,000	83,000.0	41,500.0	98,106.0	49,053.0
41	880,000	855,000～	905,000	88,000.0	44,000.0	104,016.0	52,008.0
42	930,000	905,000～	955,000	93,000.0	46,500.0	109,926.0	54,963.0
43	980,000	955,000～	1,005,000	98,000.0	49,000.0	115,836.0	57,918.0
44	1,030,000	1,005,000～	1,055,000	103,000.0	51,500.0	121,746.0	60,873.0
45	1,090,000	1,055,000～	1,115,000	109,000.0	54,500.0	128,838.0	64,419.0
46	1,150,000	1,115,000～	1,175,000	115,000.0	57,500.0	135,930.0	67,965.0
47	1,210,000	1,175,000～	1,235,000	121,000.0	60,500.0	143,022.0	71,511.0
48	1,270,000	1,235,000～	1,295,000	127,000.0	63,500.0	150,114.0	75,057.0
49	1,330,000	1,295,000～	1,355,000	133,000.0	66,500.0	157,206.0	78,603.0
50	1,390,000	1,355,000～	1,390,000	139,000.0	69,500.0	164,298.0	82,149.0

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.00%)に介護保険料率(1.82%)が加わります。

◆等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和5年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※健康保険組合は、それぞれ独自の保険料額表となります。

事業主が給与から被保険者負担分の保険料を天引きするとき、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円としてください。ただし事業主と被保険者間で特約がある場合は、特約に基づいて端数処理をすることができます。



### Advice

協会けんぽの保険料率は都道府県ごとに異なる。支社や支店を持つ事業主の場合、転動によって従業員の保険料が変更になるので注意しよう。

